

尾道市情報コミュニケーション条例をここに公布する。

令和7年3月21日

尾道市長 平 谷 祐 宏

条例第16号

尾道市情報コミュニケーション条例

私たちは、日常生活及び社会生活において、様々な場面で音声や文字などから情報を取得し、周囲の人たちとのコミュニケーションを図っていますが、障害者は、その障害の特性により、音声や文字をそのまま受け取りにくいことや、自身の意思や感情を他者に伝えることが困難なことがあります。

令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施が求められることになりました。本市においても、これまで障害者のコミュニケーション支援や社会参加促進に向けた取組を進めてきたところですが、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域共生社会を実現するためには、全ての市民が障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に対する理解を一層深めていく必要があります。

こうしたことから、意思表示をする者と受ける者が互いに協力しながら、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を進め、もって全ての市民が相互に人格と個性を尊重しながら共生する「地域共生社会」の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が総合的かつ計画的に施策を推進することにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられ

ることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) コミュニケーション手段 点字、音訳、拡大文字、手話、筆談、要約筆記、字幕又は触覚を使った意思疎通、文字盤、実物又は絵図の提示、代筆、代読、重度障害者用意思伝達装置、平易な表現、情報通信機器その他のコミュニケーションを図るための手段をいう。
- (4) コミュニケーション支援者 点訳者、音訳者、手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパーその他の障害者のコミュニケーションを支援し、又は補助する者をいう。
- (5) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現を目指すものとする。

- 2 障害者が日常生活及び社会生活を送る上で、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することの重要性を理解し、当該コミュニケーション手段を選択することができる機会が確保されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解及びその利用を促進するための施策並びに障害者が安心して情報を取得し、コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備に関する施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進のため、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備等合理的配慮の提供を行うものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び啓発に関する施策
- (2) 障害者が安心してコミュニケーション手段を利用することができる環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成、派遣及び配置に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の

促進を図り、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するための条例制定である。